

平成 2 3 年 1 2 月定例会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件 名	議決結果	議決日
第117号	平成23年 9 月 7 日	さいたま市文化芸術都市創造条例の制定について	修正可決	平成23年 12月 1 日
第142号	平成23年 11月30日	平成23年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決	平成23年 12月22日
第143号	平成23年 11月30日	平成23年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	平成23年 12月22日
第144号	平成23年 11月30日	平成23年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決	平成23年 12月22日
第145号	平成23年 11月30日	平成23年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決	平成23年 12月22日
第146号	平成23年 11月30日	さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第147号	平成23年 11月30日	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第148号	平成23年 11月30日	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第149号	平成23年 11月30日	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第150号	平成23年 11月30日	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日

※議案第117号「さいたま市文化芸術都市創造条例の制定について」修正案は、末尾に掲載しております。

平成 2 3 年 1 2 月定例会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件 名	議決結果	議決日
第151号	平成23年 11月30日	さいたま市浦和ふれあい館条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第152号	平成23年 11月30日	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第153号	平成23年 11月30日	さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第154号	平成23年 11月30日	さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第155号	平成23年 11月30日	さいたま市しらさぎ荘条例を廃止する条例の制定について	審議未了	
第156号	平成23年 11月30日	さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第157号	平成23年 11月30日	さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第158号	平成23年 11月30日	さいたま市市民の森条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第159号	平成23年 11月30日	さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第160号	平成23年 11月30日	さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日

平成23年12月定例会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件 名	議決結果	議決日
第161号	平成23年 11月30日	さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決	平成23年 12月22日
第162号	平成23年 11月30日	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
第163号	平成23年 11月30日	川越線指扇駅南北自由通路設置工事委託契約について	原案可決	平成23年 12月22日
第164号	平成23年 11月30日	訴えの提起について	原案可決	平成23年 12月22日
第165号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第166号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第167号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第168号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第169号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第170号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日

平成 2 3 年 1 2 月定例会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件 名	議決結果	議決日
第171号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第172号	平成23年 11月30日	指定管理者の指定について	原案可決	平成23年 12月22日
第173号	平成23年 11月30日	彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決	平成23年 12月22日
第174号	平成23年 11月30日	埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決	平成23年 12月22日
第175号	平成23年 11月30日	当せん金付証票の発売について	原案可決	平成23年 12月22日
第176号	平成23年 11月30日	市道路線の認定について	原案可決	平成23年 12月22日
第177号	平成23年 11月30日	市道路線の廃止について	原案可決	平成23年 12月22日
第178号	平成23年 11月30日	人権擁護委員候補者の推薦について	同 意	平成23年 12月22日
第179号	平成23年 11月30日	人権擁護委員候補者の推薦について	同 意	平成23年 12月22日
第180号	平成23年 11月30日	人権擁護委員候補者の推薦について	同 意	平成23年 12月22日

平成 2 3 年 1 2 月定例会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件 名	議決結果	議決日
第181号	平成23年 11月30日	人権擁護委員候補者の推薦について	同 意	平成23年 12月22日
第182号	平成23年 11月30日	さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 11月30日
議員提出議案 第25号	平成23年 12月 1 日	確実かつ実効的な「障害者総合福祉法」（仮称）の制定を求める意見書	原案可決	平成23年 12月 1 日
議員提出議案 第26号	平成23年 12月 1 日	公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進を求める決議	原案可決	平成23年 12月 1 日
議員提出議案 第27号	平成23年 12月 1 日	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業を継続するための措置を求める意見書	原案可決	平成23年 12月 1 日
議員提出議案 第28号	平成23年 11月30日	さいたま市しらさぎ荘条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
議員提出議案 第29号	平成23年 12月 7 日	さいたま市みんなで支える自治会等基本条例の制定について	継続審査	
議員提出議案 第30号	平成23年 12月22日	さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	平成23年 12月22日
議員提出議案 第31号	平成23年 12月22日	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	原案可決	平成23年 12月22日
委員会提出議案 第11号	平成23年 12月22日	環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加の意義について丁寧な説明を求める意見書	原案可決	平成23年 12月22日

平成23年12月定例会 議案審議結果一覧

議案番号	提出日	件 名	議決結果	議決日
委員会提出議案 第12号	平成23年 12月22日	サイバー攻撃及び情報保全に関する対策を講じること を求める意見書	原案可決	平成23年 12月22日
委員会提出議案 第13号	平成23年 12月22日	視覚障害者からテレビを遠ざけない施策の推進を求め る意見書	原案可決	平成23年 12月22日
委員会提出議案 第14号	平成23年 12月22日	憲法の「投票価値の平等」を実現することを求める意 見書	原案可決	平成23年 12月22日
委員会提出議案 第15号	平成23年 12月22日	再生可能エネルギーの普及の促進を求める意見書	原案可決	平成23年 12月22日
委員会提出議案 第16号	平成23年 12月22日	公正な職務執行の確立に向けた取組を求める決議	原案可決	平成23年 12月22日

議案第117号「さいたま市文化芸術都市創造条例の制定について」に対する
修正について

議案第117号「さいたま市文化芸術都市創造条例の制定について」の一部を次のように修正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、修正前の欄にあつては「修正部分」と、修正後の欄にあつては「修正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 修正部分及びそれに対応する修正後部分が存在するときは、当該修正部分を当該修正後部分に改める。
- (2) 修正部分のみ存在するときは、当該修正部分を削る。
- (3) 修正後部分のみ存在するときは、当該修正後部分を加える。

修正後	修正前
(目的) 第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、<u>市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>文化芸術</u> 次に掲げる芸術等であつて、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。 ア <u>文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術</u> イ <u>芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）</u> ウ <u>茶道、華道、書道その他の生活に係る文化</u> エ <u>囲碁、将棋その他の国民的娯楽</u> (2)・(3) [略] (市民等の相互理解等) 第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援する<u>よう努めるものとする。</u> (文化芸術都市の創造のための計画)	(目的) 第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>文化芸術</u> <u>文学、音楽、美術その他の芸術、芸能（伝統芸能を含む。）</u>、生活文化及び国民娯楽をいう。 (2)・(3) [略] (市民等の役割) 第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることを理解した上で、相互に尊重し、協力し、及び支援する<u>役割を担うものとする。</u> (文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 [略]

- 2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。
- 3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。
- 4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。
- 5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。
- 6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。
- 7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。
- 8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(審議会の設置)

第10条 [略]

2～6 [略]

- 7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第6条 [略]

- 2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、支援その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 市は、伝統的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、支援その他の必要な措置を講じるものとする。
- 4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。
- 5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な措置を講じるものとする。
- 6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な措置を講じるものとする。
- 7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第10条 [略]

2～6 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。